令和3年(2021年)12月1日 子ども文教委員会資料 子ども教育部育成活動推進課

プレーパーク活動団体等への支援について

プレーパークの展開に係る方向性を踏まえ、プレーパーク活動団体等への支援について以下のとおり取りまとめたので報告する。

1 目的

地域におけるプレーパークの展開を図る上では、子どもの想像力や工夫をこらした遊びの支援を継続的・発展的に実施し、安全確保等を適切に行うプレーリーダー等を養成し、適宜配置するとともに、プレーパーク活動の存在を地域に広めていくことが必要である。

地域団体等が、各地区の特色・資源等を生かした地域に根ざしたプレーパーク活動を安全かつ安定的に実施できるよう、団体等への段階的支援として、プレーリーダー等のプレーパーク活動を担う人材の養成への支援及びプレーパークの普及啓発のための取組を行う。

2 支援概要

- (1) 支援対象
- 区民等で構成する営利を目的としない団体で、区内に活動拠点があり、主 に区内で活動を行う団体
- プレーパーク活動に興味があり、活動を行う意向のある区民

(2) 支援内容

① 人材育成に係る経費支援

安全管理や子どもの遊びの補助などの技能習得を目的とした専門講座の受講を支援し、子どもがいきいきと遊ぶ環境をつくることを担うプレーリーダーの養成を行う。

② プレーパーク普及啓発のための区主催講座の開催

地域に根ざしたプレーパーク活動の活性化のため、プレーパークの概念や子どもの成長への影響など、プレーパークの魅力や社会的意義を地域や区民へ広めていく必要がある。

専門的な知識を有する者を講師として招き、プレーパークの実態やその効果・展開等に関する講座を開催する。